

- ★ 市民税・県民税は、その年の1月1日現在において、岐阜市に住所のある個人に課税されます。
その年の途中で他市町村へ転出または死亡されても(その相続人に)この市民税・県民税は岐阜市へ納付していただくこととなります。
- ★ 岐阜市内に住所がなくても事務所、事業所等がある個人に均等割が課税されます。
- ★ 会社等にお勤めの方で、市民税・県民税の給与引落し(特別徴収)を希望される場合は、お早目に勤務先の給与担当者へご相談ください。

広告欄

この広告は、市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための取組みです。
広告内容に関する質問につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。(広告スポンサーと岐阜市市民税・県民税業務とは直接関係ありません。)

※岐阜市使用欄の文面は、令和5年度市民税・県民税(普通徴収)納税通知書送付用封筒のものです。
文面を変更することもありますので、ご了承ください。